

一長浜市の下水道受益者負担のあり方について

令和2年度長浜市下水道事業審議会答申の取りまとめ

➤ 審議会の審議経過

令和2年5月、中期経営計画期間中の検討課題として、負担の公平性が確保できていない受益者負担について、そのあり方を検討するよう答申する

令和2年9月、受益者負担のあり方について諮問を受け、概成した下水道の状況等を踏まえ、整備促進のために創設された制度を見直し、現状に即した負担金制度に改めるよう答申する

➤ 公共下水道事業受益者負担金の現状

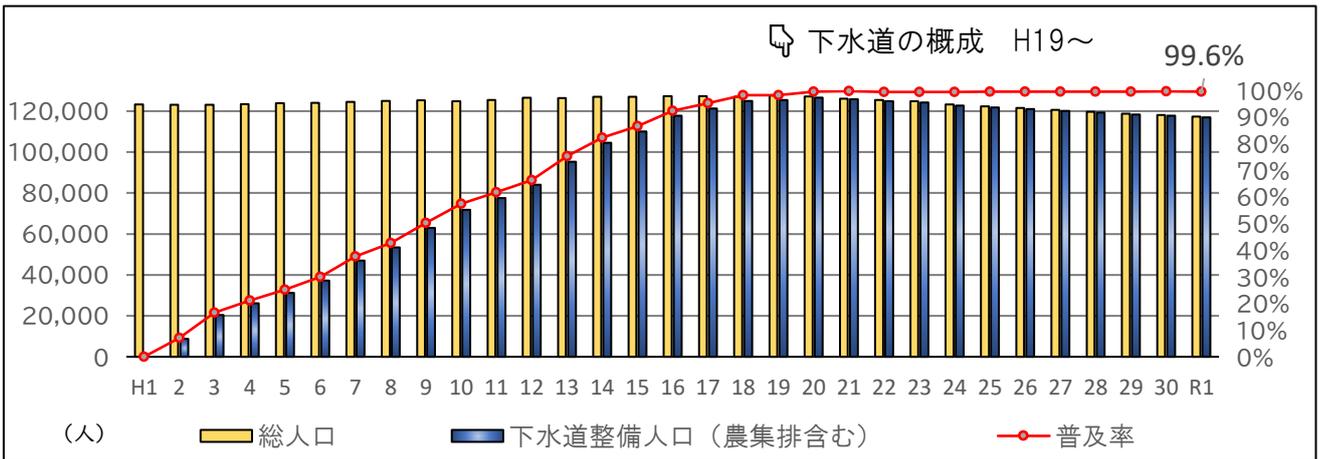
都市計画法の規定に基づき、知事認可を受けて施行する下水道事業の整備に充てる財源

知事の認可：公共下水道事業計画

	これまでの計画	現行計画	受益者負担金賦課対象の土地	
長浜	S58～	H28～ 下水道 ビジョン の推進	本管整備により公共枡が設置できる状態 宅地は徴収済・農地は徴収猶予 概成後の賦課事案 農地の開発に伴う徴収猶予解除	
びわ	S63～			農業集落 排水地区 の編入
虎姫	H1～			
浅井	H1～			接続幹線 整備
湖北	H2～			
高月	H2～			
木之本	H3～			
	下水道 の整備 本管・枡 面整備			

○ 下水道の概成により受益者負担金を充てる本管整備事業は完了している

○ 公共下水道区域に編入する農集排区域の受益者負担金は賦課対象外としている



○ 下水道は建設から維持管理に移り、その経営は現使用者の負担で賄っている

○ 概成後は、新たに下水道利用するために必要な公共枡の設置を対象に負担の整合を図る

令和元年度末の賦課状況

区分		面積
下水道事業計画	処理区域	4,508.2ha
	整備済	3,592.3ha
受益者負担金	賦課決定	3,508.9ha
	徴収済	3,139.5ha
	徴収猶予	369.4ha

下水道管が布設される時点の現況が**農地**

↓
徴収猶予

土地利用の把握

公共枡設置申請

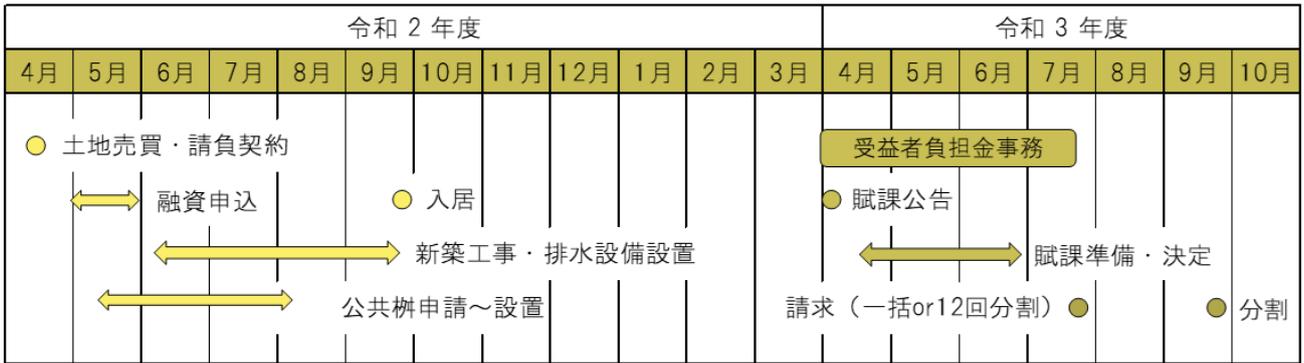
猶予継続

猶予取消

○ 農業利用の確保や都市計画の用途により、将来においても受益が顕在化しない農地が残る

○ 猶予地の管理には、許認可や届出で把握できないリスクが潜んでいる

➤ 受益者負担金の賦課手続き（例示：土地建物取得の場合）



- 受益者負担金は公共樹の設置申請から1年、使用開始から10ヶ月後の請求手続きとなる
- 行政主体の整備から本人申請による整備に移り、公告による周知の必要性が薄まっている

➤ 現行の受益者負担金制度

負担区	設定	負担区単価	都計区域
長浜	H2	310円/㎡	彦根長浜
びわ	H3	480円/㎡	長浜北部 (再編)
虎姫	H7	400円/㎡	
浅井	H7	120,000円/樹 + 250円/㎡	
湖北	H7	300,000円/戸	
高月	H8	500円/㎡	
木之本	H11	480円/㎡	

※浅井の法人事業所は従業員数による算定

■ 公共下水道区域の見直し

新たな負担の対象者
公共樹を設置する利用者

- ①土地に係る賦課方式の見直し
…公共樹1基当りの工事負担金
- ②徴収猶予制度の廃止
…樹が必要となった時点で徴収
- ③賦課手続きの見直し
…公告廃止、設置承諾に負担通知

➤ 現行の農業集落排水施設加入負担金制度

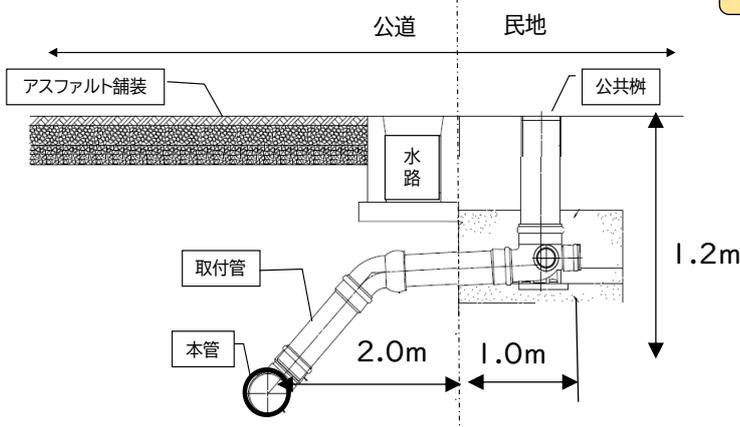
地域	公共樹1基りの費用負担
長浜	工事負担金(実費)
びわ	工事負担金(実費)
浅井	工事負担金(実費)
湖北	工事負担金(実費)+加入負担金 300,000円
高月	工事負担金(実費)
木之本	工事負担金(実費)+加入負担金 525,000円
余呉	工事負担金(実費)+加入負担金 300,000円
西浅井	加入負担金 500,000円(工事負担金含む)

■ 農業集落排水区域の見直し

公共樹の設置負担は
○工事負担金(全域)
+ 加入負担金(一部の地域)
合併協定で、供用2年目の地区に配慮し存続させた制度

- ①下水道ビジョンの推進
公共下水道接続、施設の統廃合
…施設利用者への加入負担金廃止

➤ 公共樹設置申請に係る費用負担



利用者負担は工事負担金に統一する

現場条件により設置費用に差異 ⇨ ○整備条件の統一
○負担範囲の設定

➤ 市内どこでも同じ負担とする

- 利用者が負担する範囲
- ・民地側と境界線から2mの範囲
- 市が負担する範囲
- ・利用者の負担範囲を超える部分
 - ・道路維持に係る舗装工事費